

2 循第 449 号  
令和 2 年 9 月 23 日

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長  
(公 印 省 略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の  
施行について

日頃から、本件の環境行政の推進について格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、優良産廃処理業者の数と質の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 2 月 25 日環境省令第 5 号）が公布され、優良産廃処理業者の許可の申請に係る手続及び優良認定基準の改正がなされたことについて、令和 2 年 3 月 3 日付元循第 722 号及び同年 4 月 30 日付 2 循第 119 号によりお知らせしたところです。

この改正により、優良認定基準に適合するものとして業の許可を受けようとする場合において、事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として環境大臣が指定する者が作成した書類を提出することとされており、この度、環境大臣が指定する者に関する基準を定めるとともに、所要の規定の整備を行うための改正省令（令和 2 年 8 月 24 日環境省令第 19 号）が公布されましたので、お知らせします。

については、別添「省令改正の概要（パブコメ掲載資料）」について御承知いただくとともに、貴協会会員への周知について御協力をお願いいたします。

**【担当】**

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課  
産業廃棄物係 大内、山内  
TEL: 089-912-2358  
FAX: 089-912-2354